

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府
援助年度別援助(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43584

米口援助の債務性について

世帯路へ

1

米Dの沖縄援助の債務性について

1 米Dによる沖縄援助の主なものは、^{1961年から開始された}50万ドルのプライス法による援助及び、^{琉球列島における経済的発展の促進に因る法律(以下「法」)}1957年7月終了した「カリア」援助(以下)第4条

がある。

イ プライス法援助

プライス法による沖縄援助が日本の債務となるべきものかという点は、^{の規定から}プライス法では不明であるが

~~法~~ プライス法援助のうち、琉球政府の納入として米D民政府より直接交付される分については、^{毎年度}交付

に先立ち米D民政府と琉球政府の間で同意書が取り結ばれることになっているが、この同意書中には「合衆国は琉球政府に対し877万ドルを1967年度直接経済援助として交付し」(the United States

2

grants to GRI the sum of \$8,770,000 as direct economic assistance for fiscal year

(この規定がなされていることから

1967)と~~規定~~ 譲与であることが明示されている。

また、同法第1条は米Dは沖縄の施政権を保持

する期間中「...琉球列島住民の福祉安寧を増進し、その経済的、文化的発展を促進するため、あらゆる

努力を怠らぬものとする」と規定しており、この規定の精神に則り、同法第4条に基づきプライス法援助を

行っているものであるから、プライス法援助は米Dの施政権者として、~~法~~ 沖縄住民を援助する義務を履行するため

行っていることとなるものであり、(3)に述べる「米Dの対沖縄援助の債務性に関する米D側の見解」と

照らしても、これは我が国の債務となる性質のもの

であると認められる。

よって内閣府に

ロ カリオア援助

~~日本~~ 沖縄に対するカリオア援助は 戦後 1957年まで

行なわれた。

と37、日本に対するカリオア資金の援助に関し

は、1946年7月29日付連合軍総司令部の日本政府に覚書等の援助に関する指令において

決済方法は後日決定するべきことが明記されており、又当時の米口政府当局者の議会証言等においても

日本側により返済するべきものであることが明言されていた。

かかる沖縄の場合は、(1)当時沖縄の行政は

既に日本本土から分離されたので、前記総司令部覚書は適用されていなかったこと、および(2)1952年

4月30日付極東軍司令部から琉球軍司令部へ指令において、カリオア予算からの支出は米口への返済

のために琉球人に負担をかけることを期待してはならぬ旨を述べているところから、同資金に対する返済義務

は事実上なくなった。

2 / に述べた援助のほか、援助といえるかどうかは、むしろむしろ公法440号第4編による援助、

ポリセミア市民への援助、米口政府一般資金援助その他がある。

公法440号第4編による援助は、

~~1963~~ 1963年から65年までの3年間に米口が

余剰農産物を沖縄に供出し、その売上げ資金を2年間で償還の条件で琉球開発金融公社に

借入を供出し、同資金は、農業、畜産業等の産業開発部門に使用しようとするのであり、これは明か

に借入となっており、米側には返済が必要である。

ポリビア移民への援助は、現在は行なわれていないが、これは米口がポリビア

への沖縄人移住者に対し行なった援助で、ポリビアの現地で、同国における米口援助村園が実施

しているものであり、米口のポリビアに対する援助の一部として行なっているものである。したがって、これが口がそれ

ら債務を負はな^{もの}~~ら~~である。

次に、米口民政府一般資金による援助は、

~~米口民政府~~ 民政府が徴収する罰金、科料、使用料等および民政府が管理している資産から生

^(正財源として)ずる収益からなっており、民政府が管理している資産には日本口有財産および過去の米口援助による

設立会社は出資を受けている公共事業、金融関係等の村園がある。これも米口による新たな援

助とはいえない。

なお、以上の他にも、米口が単独の判断に基づ

いて沖縄における諸事業に対して行なっている借入金等贈与以外の援助があり、さらに、一部には援助の

性質が贈与援助かどうか明らかでないものもある。したがって、~~米口~~日本復帰の際、借入金の返済義務

等の沖縄の責務と、日本政府または日本側村園が引継ぐか否かの問題は、施政権の返還

および借入金等の援助を受けた沖縄の諸機関の業務および財産の日本側による引継ぎの問題と

一体的に検討すべきことになる。

~~ものごと~~

3 ~~ものごと~~ ^{は、沖縄援助に関する} ~~ものごと~~ ^(別添) 米側の見解として、

米口は、一般原則として、~~ものごと~~ 沖縄

に対する贈与援助金 (grant aid) は返済^{必要}しな
ものと考えている。このような援助としては、米口が施政

権者として、琉球住民を援助する義務を履行するに
め、カリフォルニアの後の贈与援助予算により

琉球に対して供与されたものであるというが米
口の見解である。しかし米口は、贈与以外の形式、

即ち借款の供与等の形式によっても、沖縄に対し
援助を行っているが、これらについては日本の返還義

務が生ずるかもしれず、それは沖縄の日本復帰の際
に日米間の取極が行なわれるべきものであると

している。

秘

37

琉球に対するガリオア援助の件

昭和37. 3.29
アメリカ局北米課

(3月28日社会党議員一岡田春夫氏と思われる一より、総理府特別地域連絡局長に対し、米国の琉球に対するガリオア援助に関連し、(イ)琉球援助は対日援助分を持出したものではないか、(ロ)対琉球援助額いかん、(ハ)琉球援助分は日本で調達したものではないか、等の質問をした由である。よつてこの点に関する質問が予想されるところ、これに対する応答振り、とりあえず別紙のとおり作案した。)

1. 琉球に対する援助は、わが国に対する援助とは別個に計画され、両者は截然と区別されている。対日ガリオア援助に関し米側が提示した総額資料(決算ベースによる)は、国別ないし占領地域別援助額を明示しているが、日本分と琉球分とははつきり区別されている。

(注、ただし、さきに衆院予算委に提出した米側援助物資別内訳表において、1947~49の3年間分につき、若干の項目については、日本分と琉球分を合算したものを一応グランド・トータルとして出した上で、琉球分をこの中から引いてネット・トータルとしておるが、米会計検査院の承認を受けた援助額細目表は、日本に対する援助は上記ネット・トータルを集計したものであり、日本と沖縄は完全に区別されている。)

2. 対日ガリオア援助の一部が琉球に転送されたことは事実であるが、この分については、日本側計算においては、援助物資総額より控除している(約88万ドル)。

(注1. 米側総資料には、この分はすでに調整済であると説明されている。)

注2. 琉球向転送分の主なもの

(1) ガリオア物資としてCopraを受領し、日本国内で精製してCoconut Oilを精製所等諸掛を減量して琉球に輸出したケース。

(2) ガリオア資金の対琉球向割当分として撒塩が送られ、諸掛分だけ撒塩を減量して琉球に輸出したケース。

(3) 米国から琉球に送る予定だったVegetable Seed (ガリオア物資)を誤つて日本に送つたため、その代償としてVegetable Seedを日本から琉球へ輸出したケース。

注3. これらケースにおいて日本は加工料等諸掛分を減量して琉球へ輸出しており、琉球との間で決済関係は生じていない。

従つて日琉清算勘定とは関係がない。

3. 米国の琉球に対するガリオア援助額

(1) 米側決算資料によれば、1947~1953米会計年度において、総額1億7,431万4,279

ドル、ただしうち2,103万2,041ドルは行政費であり、援助物資総額は1億5,328万2,238ドルとなつている。

(2) 米国商務省 Foreign Aid 誌には、

1952年版には 4,402万ドル(1941~51年度)

1953年版には1億9,337万ドル(1941~53年度)

とされている。(52年度3,429万ドル、53年度1,687万ドル、従つて53年版は51年度以前の分につき修正している。)

(3) 米国民政府監督室作成の資料によれば、

1947~1961会計年度における援助額は

(イ) 琉球関係才出費目によるもの(47~57年度はガリオア、その後は琉球行政費、琉球陸軍費) 1億7,522万ドル

(ロ) 他の才出費目によるもの、相互安全保障管理費、経済社会援助、行政費を加算した合計額 2億1,502万ドル

となつている。

4. 占領中総司令部がわが国に代つて管理していた琉球との清算勘定(昭和20~23年度)は昭

和25年3月末日本政府に移管され、その際の残高(港湾経費を含め)160万ドル余は、今回のガリオア処理に際してわが方の有効な請求権として同時に処理された(すなわち1952年4月のマーカット声明の線に従って処理された。)

5. 琉球に対するガリオア援助に関し、1952年4月30日付極東軍総司令部発琉球軍司令官あて指令には、見返資金に関する用途を掲げた後に下記のごとき文言がある(別添1)。

「。。。ガリオア資金を米国に払戻させるために、琉球人に負担をかけることを期してはならない。。。」

この文言は、ガリオア援助は一般的には他日なんらかの形で処理される旨の了解の下に提供されているが、琉球人からはとりたてる意図はないとの趣旨を述べたものと認められる。

米国は、オーストリア、韓国等解放地域、トリエスト等単なる占領地に対するガリオア援助はとりたてない政策をとっている。

6. 将来琉球の施政権がわが国に返還された場合、

琉球に対するガリオア援助はどうなるかという問題が残る。この点については、これは将来の問題であり、そのような事象においてはあらためて日米双方で協議することとなる。

(注、しかしながら、政府としては従来「債務と心得ていた」ガリオア援助は、政府の施政権の及ぶ範囲内におけるもののみであり、琉球に対する援助については債務と心得ていなかった。また総司令部のSOAPINも当然琉球に対する分はCoverしていない。

従って政府としては、そのような事実を念頭において米側と協議することとなる。))

なお、琉球については、1946年1月29日付総司令部覚書(若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書—いわゆる、行政分離覚書—別添2)によつて、爾来わが国行政権は及んでおらず、米国が直接行政権を行使しているものである。

琉球列島米国民政府に関する
指令 (抄)

あて 琉球軍司令官
発 極東軍総司令部
日付 1952年4月30日

2. D、民政副長官に対する補足的訓令

(3) 民政副長官は、長官の承認を得て、長期経済計画に着手する。本計画は、本指令の2のBの(1)(A)の範囲内で琉球の自立を達成することを主たる目的として、琉球人をできるだけ各面に参画させること。該計画は左記を含む。

(4) ガリオア物資売上から生ずる全資金を繰入れる別途見返資金の設定。本資金の管理には、民政長官の承認及び民政長官の随時制定する規定に従い、民政長官、これをなすものとする。下段の2のDの(8)に規定せる如く、合衆国政府が永久に必要とする土地購入のための米国の予算割当の獲得を俟つて、前記の別途見返資金は、左記の用途に使用する。

- 1、適切な税制が設定されるまで、最少限度必要な資金を中央政府運営のために支出してよい。然し、この資金は、1953年6月30日以後は使用してはならない。
- 2、米情報教育計画の地方現金出費
- 3、経済復興の推進。島内生産を増加し経済自立を推進する農業並びに私企業に対する長期貸付の拡張を含む。
- 4、1950年7月1日以前米国の使用せる民財産の各使用料の支払。但し、右支払は、民政副長官の決定する時期と額によるものとする。

疾病及び社会不安の防止、同地方の統治及び経済復興のために使用された資金(即ちガリオア予算からの支出)を米国に払戻させるために琉球人に負担をかけることを期してはならない。

極 秘

30 部ノ内
11 号

米国の対沖繩援助の債務性に関する米国側の見解（仮訳）

（昭和37年9月5日受領）

米国は、一般原則として、沖繩に対する贈与援助金（grant aid）は、返済を要しないものと考えており、またこの原則を変更する計画はない。かかる贈与援助は、米国が、施政権者として、琉球住民を援助する義務を履行するため、ガリオアおよびその後の贈与援助予算により、琉球に対し供与されたものであるというのが米国の見解である。従つて、米国としては、これらの贈与（these particular grants）の返済を要求する意図はもっていない。しかしながら、米国は、沖繩が日本に復帰する際になされることのあるべき特定の財政的、法律的取極を検討することは、この時点においては全く時期尚早であるとの見解をもっている。贈与援助は、勿論、米国が沖繩に供与している数種類の援助のうちの一つに過ぎないものであり、米国の立法の内容如何によつては、将来米国に対し返済義務

（obligation）が発生するものもあり得ようが、その義務の明確な性質について、予測することは現在にはできない。このような状況であるから、かかる返済義務を履行するための、適切な取極が将来なされねばならぬことになるかも知れない。現在のところ、かかる返済義務の一例としては金武発電所があり、同発電所につき琉球電力公社は、その建設工事のため米国国庫から供与された借款を、返済する義務を負っているのである。

STRICTLY CONFIDENTIAL

As a general principle the US has not considered grant aid extended to Okinawa as subject to repayment and there are no plans to alter this principle. In our view such grant assistance has been provided to the Ryukyus under GARIOA and subsequent grant aid appropriations in fulfilling our obligation as administering authority to aid the Ryukyuan people. The United States, accordingly, does not contemplate requiring repayment of these particular grants. We view it as entirely premature, however, to consider specific financial and legal arrangements which might be made at the time of reversion of Okinawa to Japan. Grant aid, of course, is only one of the several types of assistance provided Okinawa by the United States and there may arise in the future obligations to the United States as a result of US legislation, the exact nature of which cannot be predicted at this time. Appropriate arrangements might have to be made to meet such obligations under these circumstances. A current example of such an obligation is the Kin Power Plant on which the Ryukyu Electric Power Corporation is obligated to repay a loan granted by the US Treasury for construction purposes.

未定稿

米国の対沖縄援助費の債務性について

昭三六六一四 条規

米国の沖縄に対する援助中には、一九五七年以前のガリオア援助、五八、五九年の琉球行政費、六〇年以降の琉球陸軍費によるものがある。(この他に行政費があるがこれは援助とは関係ない)このうち平和条約発効までのガリオア援助については、わが国に対するガリオア援助をわが国が債務と心得た一つの根拠は、ガリオア物資の供給に際して発出された日本政府めて総司令部覚書であるが、当時沖縄は、日本政府の行政権の範囲から離れていたのであるから、これらの指令に基づいて、日本政府が債務と心得

極秘
まぐ

た中には、沖縄に対するガリオア援助を含まないことは明らかである。

平和条約発効後の対沖縄援助(昭和三三年までガリオア援助以後陸軍の行政費から出ている)については、米国の平和条約第三條による所謂施政権に基き、施政権の住民の福祉のため予算支出したものであつて、かかる支出は返還義務を明記した場合の他は、住民又は地方行政機構の施政国に対する債務を構成するものでなく、沉んや特段の合意なくしては施政権を持たないわが国に返還義務を負わせるべき根拠はない。

なす、沖縄住民がかかる援助について将来返還義務を負わな
ことは一九五二年四月三〇日付琉球列島民政府に対する指令の2D

③ * "It is not expected that any obligation will be placed on the people of the Ryukyu Islands to repay to the United States funds used for the prevention of disease and unrest, for government of the area, and economic recovery (i.e., expenditures from GARIOA appropriations).
と明記されてゐることも明らかである。

但し、郵便貯金、年金等で施政国に対し住民が既得権的権利を
取得したものについては、将来沖縄の施政権が返還される際に両
国間でアジャストされることとなり得るし、また沖縄政府が負つ
てゐる私法的性質の債務は地方的債務として沖縄の地方自治体が
引継ぐ^(Sole Responsibility)べきである。

(なお沖縄へのガリオア援助により生じた counterpart fund

は現在民政府的一般資金と呼ばれて銀行、電力会社等に投資され
てゐるが、これは援助の結果として生じた沖縄の地方的財産と考
えられるから、施政権返還に際しては地方的性格の基金として残
されることが問題となる。

米国の対沖縄援助費の債務性について

昭三七六一四 条規

米国の沖縄に対する援助中には、一九五七年以前のガリオア援助、五八、五九年の琉球行政費、六〇年以降の琉球陸軍費によるものがある。(米予算の沖縄関係経費にはこの他に行政費なる項目があるがこれは援助とは関係ない。)

このうち平和条約発効までのガリオア援助については、わが国に対するガリオア援助をわが国が債務と心得た一つの根拠は、ガリオア物資の供給に際して発出された日本政府あて総司令部覚書であるが、当時沖縄は、日本政府の行政権の範囲から離れていたのであるから、これらの指令に基づいて、日本政府が債務と心得た中には、沖縄に対するガリオア援助を含まないことは明らかである。

平和条約発効後の対沖縄援助(昭和三二年までガリオア援助以

極
秘

後は琉球行政費及び琉球陸軍費から出ている)については、米国が平和条約第三条による所謂施政権に基づき、施政地域の住民の福祉のため予算支出したものであつて、かかる支出は返還義務を明記した場合の他は、住民又は地方行政機構の施政国に対する債務を構成するものでなく、況んや特段の合意なくしては施政権を持たないわが国に返還義務を負わせるべき根拠はない。

なお、沖縄住民が、かかる援助について将来返還義務を負わないことは一九五二年四月三〇日付琉球列島民政府に対する極東軍総司令部の指令の 2 D (3) G 4 に "It is not expected that any obligation will be placed on the people of the Ryukyu Islands to repay to the United States fund used for the prevention of disease and unrest, for government of the area, and economic recovery (i.e., expenditures from GARIOA appropriations)." と明記されていることでも明らかである。

但し、郵便貯金、年金等で施政国に対し住民が既得権的権利を

取得したものについては、将来沖縄の施政権が返還される際に両国間でアジャストされることとなり得るし、また沖縄政府が負っている私法的性質の債務のごときものがあれば、それは地方的債務として沖縄の地方自治体が引継ぐべきものである。

(なお沖縄へのガリオア援助により生じた counterpart fund

は現在民政府一般資金と呼ばれて銀行、電力会社等に投資されているが、これは援助の結果として生じた沖縄の地方的財産と考えられるから、施政権返還に際しては地方的性格の基金として残されるのが問題となろう。)

米例通報に對する
 武内次官コメント：この説明は、つかひひききにならぬ。先ずからおさかじめ相談を受けたい限り、日本としては、債務はないものやうなうらむ、米例との話し合いを固めておいては如何。(又は、一方的に申入かておくこと?)
 島審議官コメント：カリオア分について、日本への分は債権であるが、琉球分は返済を要しないことについての説明も用意しておく必要がある。
 中川条約局長：Kim Power Co. に関する借款の性質を研究せよ。

対沖繩米借款等に係る債務の
 継承に関する件についてのメモ

昭37.9.21
 条 規

(1) 米國大使館覚書前段によれば一般に米國の対沖繩援助費 (grant aid) については、施政権者としての義務を果すための支出であつて返還を必要としたいとする立場がとられているが、この見解は日本政府の見解 (別添条規調書) と一致する。なお、島審議官コメントにある点は、右調書の如く、カリオア援助を日本が債務と心得た一つの根拠は SCAP の指令にあるが、この指令が沖繩を含んでいないこと及び1952年4月30日付極東軍總司令部指令が沖繩住民はかかる種類の援助につき返還義務を負わないことを明記してい

ることを説明すれば充分と考える。

(2) 同覚書後段は grant aid 以外の援助は、その立法内容により返済を必要とするものがあるかもしれない、その際には返済のための取極が必要となるかもしれないと述べて、その例として Kim Power Co. に言及している。

この点は、一見米國の対沖繩援助の中に、いつのまにか日本の債務となるものが含まれている如く解せられるが、米覚書の意味は、米國政府による特定の援助に対する立法の内容によつては被援助者に返済義務が生ずるものがありうるということであつて (日本において、やや似た例を考えれば、電燈等のダム建設のため資金運用部又は産投会計等から借入を行なう場合がありえよう)、その被援助

者の債務が日本政府の債務となるか又は被援助者のみの債務として残るかは施政権返還の際の両国間の取極に委ねられていると解される。

(3) 従つて、米側見解は、Kim Power Co. に関する琉球電力会社の債務が日本政府の債務となるか否かは将来の日米間の取極によつて決定されるべきものであることを否定しているものではない。(かかる取極の対象となるものとしては、その他に郵便貯金年金債務、沖縄政府が行なつた借入金等がありえよう。)

(4) 従つて、次官コメントの趣旨を米側に通告することは整支えないが、表現としては「

以外grant aidの米側援助であつて被援助者からの返済を要件としているものについ

てそれが日本政府の債務となるか否か、又なるとすれば如何なる限度で債務となるかの問題は将来の施政権返還の際両国間の合意によつて始めて決定されるものである」との趣旨の方が適當であろう。

(Kim Power Plant の借款の如きケースが施政権返還の際いかに取極められるかは現段階で予測し得ないが、形式論としては、領土割譲の場合割譲地の地方的債務は割譲により影響を受けないという一般慣行からみて、かかる借款は何らかの形で(日本政府に移るか会社の債務となるかは別として)日本側に移ると解することもできよう。)

4件

世田谷 1950.2.23
世田谷
世田谷
世田谷
湯下 氏
42510

奄美群島返還協定締結に際しての
同群島に係る米国の沖縄援助の処
理について

4 2. 5. 1 0
条 条

1 奄美群島返還協定(28.12.24署名)の締結に
際し、米国の対沖縄援助のうち奄美群島に係る部分
について、これを日本国の債務とし、その返済を求
める提案が米側よりなされたことはなく、したがつ
て援助が債務なりや否やの問題が日米間で折衝され
た事実はない。

2 しかしながら、下記3及び4に述べるとおり、ガ
リオア援助によつて建設された学校、郵便局その他
の財産及びガリオア援助の結果生じた琉球側の債権
はいずれも無償で日本国に譲渡された次第であり、
当時大蔵大臣は、国会においてガリオア援助による
債務を日本側が引き継ぐことは全くない旨を答弁し

ている(別添/参議院会議録第2号P/5参照)

3 沖縄に対する援助は食料、衣料、肥料、農器具等
のガリオア救済物資の配給によつて行なわれ、その
代金(見返資金)の一部が琉球政府に対する補助金
として支出された(奄美群島分2億8千万B円)が、
これによつて行政費のほか学校、病院、郵便局、裁
判所、道路等の建設資金の一部がまかなわれたとこ
ろ、これらの琉球政府の財産は、返還協定第3条4
の規定により、無償で日本国政府に移転された。

4 また、ガリオア見返資金の一部が琉球復興金融金
庫を遡じて貸出されていたこと等による奄美群島
琉球側機関に対する長期及び短期の債務(1億8千
万B円)については、これらの債務に係る権利及び
利益は、返還協定第3条6の規定により、無償で日
本国政府に移転された(債務の内容は別添2参照)

大蔵大臣(答)上(答)

と推計されているが、30.5.25日の上書に24.2億B円が2億2400万B円とある。

5 他方、奄美群島内で流通していたB円通貨は、返還協定第3条1の規定により、日本国政府が1B円対3円の比率で回収し、これを無償で米側に返還することが定められた(当時2億ないし2億5千万B円と推定されていた)。したがってB円の交換に要した日本政府の支出は、沖縄援助と直接に関係はないが、返還に伴って日本国が負つた新たな支出負担であつたことは事実である。(なにゆえに無償で米側に返還したかに関し、国会において大蔵大臣は上記3及び4の事情等も考慮して返済を求めなかつた趣旨を述べたが、外務大臣は、領土割譲の際の国際先例等も考慮して無償返還を適当と認めた旨の説明を行なつた。一別添/P12、P14参照)

6 なお、大蔵大臣は32/27の衆議院予算委員会において、沖縄に対するガリオア援助につき米国が

① 東部の回収額は一九三九年四月八日五〇日B円

返済を求めるとはないと考えている旨を述べている。(別添3参照)

(注)

- (1) 返還協定は、当初わが方において行政取極として締結する方針であつたところ、B円回収のための支出の問題が生じたため、最終段階において国会提出の方針に切り換えられた。
- (2) B円の無償返還に関し、大蔵省は米側がドル又は円をもつて返済すべきことを主張したが、米側が応じなかつた経緯がある。その折衝過程において、米側は、米国の援助に係る財産、権利の無償譲渡分はB円の回収のための支出分を差し引いても日本側の取分として残るはずである旨を述べた(28.9.25米大使館担当官のアジア五課長に対する説明)
- (3) 返還時においてガリオア物資の未払代金(約6千万B円、うち食料3千7百万B円)の問題があるが、米側はこれを回収しない方針である旨を通報(28.10.15在京大使)

(21746)
館担当官説明) 結局これは、奄美群島の対琉
球債務として協定第3条6により日本国政府
にその権利及び利益が譲渡された。

昭和二十八年十二月二十四日 衆議院會議第二号 本會議院に於て日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について議決されたもの

日米協定の締結は、我が国とアメリカ合衆国との間の協定として、我が国が引渡すべき物資の数量を伝えると共に、早期運送の交渉を遂行したい考えであります。

更に、食糧、燃料等の協定につきましても、これは如何なる意味におきましても、完全に我が国の主権の下にある次第でありまして、これは明らかであります。

更に、食糧、燃料等の協定につきましても、これは如何なる意味におきましても、完全に我が国の主権の下にある次第でありまして、これは明らかであります。

更に、食糧、燃料等の協定につきましても、これは如何なる意味におきましても、完全に我が国の主権の下にある次第でありまして、これは明らかであります。

更に、食糧、燃料等の協定につきましても、これは如何なる意味におきましても、完全に我が国の主権の下にある次第でありまして、これは明らかであります。

更に、食糧、燃料等の協定につきましても、これは如何なる意味におきましても、完全に我が国の主権の下にある次第でありまして、これは明らかであります。

更に、食糧、燃料等の協定につきましても、これは如何なる意味におきましても、完全に我が国の主権の下にある次第でありまして、これは明らかであります。

更に、食糧、燃料等の協定につきましても、これは如何なる意味におきましても、完全に我が国の主権の下にある次第でありまして、これは明らかであります。

更に、食糧、燃料等の協定につきましても、これは如何なる意味におきましても、完全に我が国の主権の下にある次第でありまして、これは明らかであります。

30.5.25 付其大領金口 = 表に於て 奄美群島の
の対債証(借入)

別添 2

Direct Debt to the United States
Civil Administration Ryukyus

借入

From Oshima Food Company

BY 54,153,358.42

GARIOA
貸付金
金種

Debts to Operation Bureau, Economics-
Finance Department, GRI (formerly
Ryukyu Board of Trade)

From Oshima Federation of Fisheries
Cooperative

21,050.50

From Oshima Industry Association

601,890.86

From Oshima Trader's Association

642.24

From Oshima Tsumugi Manufacturing
Association

6,719,949.45

GARIOA

Debt to Ryukyu Federation of Agricultural
Cooperative

From Oshima Federation of Agricultural
Cooperative

21,949,721.47

GARIOA

Debt to Ryukyu Fisheries Association

From Oshima Federation of Fisheries
Cooperative

2,740,504.66

GARIOA

Debts to Ryukyu Reconstruction Finance Fund

From five Oshima Branch Banks of the
Bank of the Ryukyus

108,474,206.80

名目貸出

Debts to Central Bank for Cooperatives

From Oshima Federation of Agricultural
Cooperative

1,194,641.60

From Oshima Federation of Fisheries
Cooperative

677,213.40

借入

58 various Credit, Fisheries and
Agricultural Cooperatives

2,393,701.70

TOTAL:

BY 198,926,881.10

事務次官
外務審議官
SEP. 27. 1962

条約局長
法規課長

アジア局長
総務参事官

北東アジア課長

米国の琉球電力公社に対する

借款について

1962. 10. 11

（おがら）至北シ

9月5日米国大使館館員が手交した、米国の沖繩援助の債務性に関する覚書で言及している、本件借款はつきのようなものである。

（金武蔵蔵付）に対する

1. 米国は、1960年度（1960年7月-1961年6月）

の予算案において、琉球電力公社に1,800万ドルの借款のための積立を計上した。

同借款は、陸軍長官が、1960年の相互安全保障法に基づき、琉球列島米国民政府の機関である琉球電力公社に対し、琉球の電力施設建設のため供与するものとされており、同資金の使用が完了するまで、無期限で使用可能となっている。同借款は、つぎの条件で、米国国庫の雑収入に返済するものとなっている。

返済期限：借款が行われた日から5年間

据置き、その後25年間

利率：財務長官が決定する。その決定

(註) 電力 F 8 4 8 P. 3

借款の使用状況 (単位: ドル)

権限資料	引出し予定額		実績額	
	年度	金額 (単位: 千ドル)	年度	金額 (単位: 千ドル)
1961年度支出法	1961	200,000		
1962年度支出法	1962	3,800,000	1961	-
1963年度支出法	1962	14,000,000		
?	1963	0		

註1. 1962年度の引出し予定額は、1962年度および1963年度の両支出法に、それぞれ異なる数字で記載されている。

2. 1963年度支出法には、過年度に当り1962年度の引出し予定額のみが記載されており、1963年度の引出し予定額は、空欄となっている。

に当っては、本借款と類似した満期日を有する米国の未償還の流通債券の現在の平均市場判割を考慮する。

2. 前記の借款は、各能力2万キロワットの発電設備4基を有する発電所の建設に使用されることになっているが、琉球電力公社は、その収益留保金から470万ドルを支出することを予定しており、借款額1,800万ドルを加え、合計2,270万ドルの建設費を予定している。

本建設工事は、当初1961年に着工し、1963年に完成することになっていた。1961年度以来降の各年度予算案には、それぞれ借款の引出し予定額が計上されているが、^(註)まだ実際に引出された記録はない。このことに関しては、本年3月の米国

下院歳出委員会小委員会において、工事の遅延が^{度々}指摘されているが、関係者は、1964年までに全部完成の予定である旨を答えている。

3. 琉球電力公社は、その制度上および資産上つぎのような性格を有している。

(1) 同社は、1954年民政府布令ホ129号で、設立されたが、その中で、民政府の一機関で

※註
P.3の註を打つ

ある旨が明記されており、理事等の役員は、民政官によって任命されることになっている。従って、琉球政府の立法、監督からは独立した地位にある。

現在の理事は5名で、~~2名が~~米国民政府代表者2名(副民政官および経済開発部副部長)、~~2名が~~琉球政府代表者^{2名}(~~行政副主席~~および建設運輸局長)および電力公社と同様の性格を有する開発金融公社総裁(沖縄人)からなっている。

(ロ) 同社の設立資産は、ガリオア資金で建設された牧港(マカ)発電所ならびにその他の発電、送電、配電および販売施設(これらの資産の設立当時の所有者については明らかでない)からなっている。

牧港発電所建設に使用されたガリオア資金に関して

は、米国側文書(プライス法改正法に関する^{米国会計検査院は、1953年陸軍省の要請に対し同法を}下院軍事委員会報告)によれば、琉球住民に贈与

されたものであり、米国民政府は、信託によって

単に委託管理しているものに過ぎない旨決定

を下している。また、~~琉球~~な、米国民政府は、1959年度

予算において、同公社の送電、発電設備およびダム

の建設工事に対し、151万3400ドルの支出を計上しているが

GA-これは贈与援助に含まれるものと見られる。外務省

※ 資金により
琉球住民のため
購入した資産の一部は
民政府の所有分が、^{1952年}1952年
の生じた利益
および唯一の残存権者
は琉球住民である

(ロ) 同社の設立資産は、ガリオア資金で建設された
 牧港(マナト)発電所ならびにその他の発電、
 送電および販売施設(これらの資産の設立当時の
 所有者については、明らかでなく、目下調査中である)
 からなっている。

牧港発電所建設に使用されたガリオア資金
 の性格に關しては、1962年のアライズ法改正法
 に関する下院軍事委員会会報告^{の中}の通り
 述べられている。

「ガリオアおよびその後琉球住民のために付与
 された支出権限により購入され、もしくは、発生した
 資産のある部分は、安全保障又は技術的、経済的
 理由により、米政府の所有および管理に残されて
 いる。」

「これらの資産は、概念的には、信託財産をなす
 ものであり、その主要な受益者および唯一の継承
 権者は、琉球住民である。」

「1953年4月24日、陸軍長官は、前記の資金およ
 び資産が、1953年の追加支出法第1415条の
 規定により、米國國庫^{にあり}に対し支払義務~~を課す~~、また
 同國庫により所有されているものと考へらるるが

否かについて照会したが、会計検査院長は、1953年
 8月17日の決定の中で下記のよう述べた。

これらの資金は、すべて、米國機關である米政府
 の使用に供されているが、それは、米政府が琉球
 明^か ~~琉球~~の地方自治政府の機能を行使していること
^{によるものである}が理由であると思われ、また、これらの資金は、琉球
 住民の利益を目的とし、またそのために使用され、
 また、これらの住民のために保持されている信託勘定の
 性質を有しているもの~~と思われ~~であり、^故議会在が
 米國の一般目的又は陸軍の軍事目的のため支出権限を
 与えた資金^を補充^{する}ため~~に~~に供されては
 ならないことが明確であるかの如くである。このよ
 うな状況であるから、前記資金は、~~米國國庫に~~
 支払義務があり、またそれが所有されている外國の
 1953年の追加支出法第1415条^{に基づいて}、米國國庫
 に対し支払義務があり、また~~それが~~所有^をしている外國
 のクレジット^は見えず、^{この趣意は、}
~~資産に~~対しては適用~~を~~するものと思われ、
 (は思われな^い)

(い) なお、米國は、1958年度の支出法において、同
 電力公社の送電~~設備~~の設備

借入金 単に支出のためと述べられており、返済の必要および条件に關する説明はなしである。

建設工事に対し、15万5千ドルの支出権限を付したが、これは、米側通報の中にある贈与援助に含まれるものと解される。

米国の琉球電力公社に対する借
款について (未定稿)

1962.10.11
亜 北

9月5日米国大使館館員がわが方に手交した
米国の沖縄援助の債務性に関する覚書で言及し
ている金武発電所に対する借款とはつぎのよう
なものである。

1. 米国議会は、1960年度(1959年7
月-1960年6月)才出法において、琉球
電力公社に対する1,800万ドルの借款の供
与を承認した。

同借款は、陸軍長官が琉球米国民政府の機
関である琉球電力公社に対し、琉球の電力施
設建設のため供与されるものとされており、
同資金の使用が完了するまで、無期限に使用

することが可能となつている。同借款は、つ
ぎの条件で、米国国庫の雑収入に返済するこ
とになつている。

返済期限 借款が行なわれた日から5年間
据置し、その後25年間

利子率 財務長官が決定する。その決定
に当つては、本借款と類似した
満期日を有する米国の未償還の
流通債券の現在の平均市場利潤
を考慮する。

2. 前記の借款は、各2万キロワットの能力を
有する発電設備4基を有する発電所の建設に
使用されることになつているが、琉球電力公
社は、その収益留保金から470万ドルを支
出することを予定しており、借款額1,800

万ドルを加え、合計2,270万ドルの建設費を予定している。

本建設工事は、当初1961年に着工し、1963年に完成することになっていた。1961年度以降の各年度予算案には、それぞれ借款の引出し予定額が計上されているが(注)いまだ実際に引出された記録はない。このことに関しては、本年3月の米国下院歳出委員会小委員会において、工事の遅延が厳しく指摘されているが、関係者は、1964年までに全部完成の予定である旨を答えている。

(注)

電力借款の使用状況 (単位:ドル)

根拠資料	引出し予定額		実績額	
	年度	金額	年度	金額
1961年度才出法	1961	200.000		
1962年度才出法	1962	3,800.000	1961	-
1963年度才出法	1962	14,000.000		
"	1963	0		

- 注1. 1962年度の引出し予定額は、1962年度および1963年度の両才出法に、それぞれ異った数字で記載されている。
2. 1963年度才出法には、過年度に当る1962年度の引出し予定額のみが記載されており、1963年度の引出し予定額は、空欄となっている。

3. 琉球電力公社は、その制度上および資産上
つぎのような性格を有している。

(1) 同社は、1954年民政府布令第129
号で、設立されたが、その中で、民政府の
一機関である旨が明記されており、理事等
の役員は、民政官によつて任命されること
になつてゐる。従つて、琉球政府の立法、
監督からは独立した地位にある。

現在の理事は5名で、米国民政府代表者
2名（副民政官および経済開発部副部長）、
琉球政府代表者2名（行政副主席および建
設運輸局長）および電力公社と同様の性格
を有する開発金融公社総裁（沖縄人）から
なつてゐる。

(2) 同社の設立資産は、ガリオア資金で建設

された牧港（マチナト）発電所ならびにそ
の他の発電、送電および販売施設（これら
の資産の設立当時の所有者については、明
らかでなく、目下調査中である。）からな
つてゐる。

牧港発電所建設に使用されたガリオア資
金の性格に関しては、1962年のプライ
ス法改正法に関する下院軍事委員会報告の
中で、つぎのとおり述べられてゐる。

「ガリオアおよびその後琉球住民のため
に付与された支出権限により購入され、も
しくは発生した資産のある部分は、安全保
障又は技術的、経済的理由により、民政府
の^占所有および管理に残されてゐる。」

「これらの資産は、概念的には、信託財

産をなすものであり、その主要な受益者および唯一の継承権者は、琉球住民である。」

「1953年4月24日、陸軍長官は、前記の資金および資産が、1953年の追加歳出法第1415条の規定により、米回国庫に対し支払義務があり、また同国庫により所有されているものと考えられるか否かについて照会したが、会計検査院長は、1953年8月17日の決定の中でつぎのように述べた。

これらの資金は、すべて、米国機関である米民政府の使用に供されているが、それは、民政府が琉球の地方自治政府の機能を行使していることによることが明らかであるように思われ、また、これらの資金は、

琉球住民の利益を目的とし、またそのために使用され、また、これら住民のために保持されている信託勘定の性質を有しているものであり、また、議会が、米国の一般目的又は陸軍の軍事目的のため支出権限を与えた資金の補充のためには供されてはならないことが明確であるかの如くである。このような状況であるから、前記資金は、米回国庫に対し支払義務があり、また同国庫により所有されている外国のクレジットとは思われない。」

(c) なお、米国議会は、1958年度の歳出法において、同電力公社の送電設備建設工事に対し、151万3,000ドルの支出権限を付与したが、これは、単に支出のため

と述べられており、返済の必要および条件
についてなんら触れていないので、米側通
報の中にある贈与援助に含まれるものと解
される。

アメリカ局長

秘密標記 (赤色)

参事官

北米第一課長

240
身
子
水

() 第 590 号
昭和 46 年 9 月 30 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

油縄におけるカリオテ資金の来種

三
三
三
三

- 総務
- 席事務官
- 総務
- 中 総
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力ナダ
- 局庶務



引用公・電信
日付・番号

今般 米民政府企画局より、標記の件-9 五
 収録する米国議会発行の公表文書の送付
 且下記のとおり送付願したるで、写し2部別
 添送付する。

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先:
 本信写送付先:
 省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

5
11
0
7
()
2
5
1
7
()
3
0
1
()
2
0
0
()
2
0
0
()

記

Foreign Assistance & Related Agencies
 Appropriations for 1972 — Hearings
 Before a Subcommittee of the Committee
 of an Appropriation, House of Representa-
 tives, 92nd Congress, First Session,
 Part I of 3 of 376 1°-シ & 2 of 381 1°-シ。

GA-4

外務省

groups is that they do have close ties with Japan. They reflect the situation in Japan. I would expect when reversion takes place the same general situation will prevail in Okinawa as prevail in Japan.

But the Japanese Government remains pretty firmly committed to the relationship with us.

Mr. HATHAWAY. Thank you very much, Mr. Chairman.

Mr. PASSMAN. Mrs. Reid.

Mrs. REID. Thank you, Mr. Chairman.

U.S. INVESTMENT IN THE RYUKYUS

General, how much has the United States invested in the islands since we acquired them?

General LAMPERT. Mrs. Reid, we have contributed approximately \$333 million in various forms of economic assistance. We have expended about \$680 million in construction of military facilities. So this would come to, in round numbers, \$1 billion. Then there have been continuing expenditures each year for services which have contributed to the economy and to the yearly income of the Ryukyuan people. I believe we estimate this year, for example, that the U.S. Government presence in Okinawa will be responsible for financial flow into Okinawa of about \$275 million.

Mrs. REID. Could you provide for the record what we have contributed each year?

General LAMPERT. Yes, I would be glad to do that.

(The information follows:)

U.S. APPROPRIATIONS FOR THE RYUKYU ISLANDS, 1947-71¹

GARIOA:	
1947-55	\$179,816,000
1956	3,000,000
1957	2,850,000
Subtotal GARIOA	185,166,000
ARIA:	
1958	2,475,000
1959	2,860,400
1960	5,282,000
1961	6,089,000
1962	7,089,000
1963	8,954,150
1964	10,000,000
1965	14,441,000
1966	14,773,000
1967	14,948,000
1968	15,078,000
1969	20,772,000
1970	19,041,000
1971	6,476,000
Subtotal ARIA	148,278,550
Total appropriations	333,444,550

¹The first appropriation under heading "Administration, Ryukyu Islands, Army" (ARIA), was made in 1958. Prior to 1958, appropriations were made under heading "Government and Relief in Occupied Areas" (GARIOA). For the most part appropriations were commingled with funds for other areas. Amount shown is that for estimated GARIOA obligations in the Ryukyus 1947-55, and appropriations in fiscal year 1956 and fiscal year 1957.

add fiscal 1971. Then we would get the total appropriation under this particular item for the entire period, fiscal 1947 through fiscal 1971. (The information requested follows:)

U.S. appropriations for the Ryukyu Islands 1947-71¹

GARIOA:	
1947-55	\$179,816,000
1956	3,000,000
1957	2,850,000
Subtotal Garioa	185,166,000
ARIA:	
1958	2,475,000
1959	2,860,400
1960	5,282,000
1961	6,089,000
1962	7,089,000
1963	8,954,150
1964	10,000,000
1965	14,441,000
1966	14,773,000
1967	14,948,000
1968	15,078,000
1969	20,772,000
1970	19,041,000
1971	6,476,000
Subtotal ARIA	148,278,550
Total appropriations	333,444,550

¹The first appropriation under heading "Administration, Ryukyu Islands, Army" (ARIA), was made in 1958. Prior to 1958, appropriations were made under heading "Government and Relief in Occupied Areas" (GARIOA). For the most part appropriations were commingled with funds for other areas. Amount shown is that for estimated GARIOA obligations in the Ryukyus 1947-55, and appropriations in fiscal year 1956 and fiscal year 1957.

Mr. PASSMAN. As I read the record, this committee in previous years recognized the importance of Okinawa to our own military forces and the security of our own country because the committee funded this program for the full amount over the years, with possibly one or two exceptions. I think the appropriation peaked in fiscal 1969 at \$20,772,000, as compared to your request for fiscal 1972 of \$2,450,000, is that correct?

General LAMPERT. That is correct, Mr. Chairman.

ANTICIPATED REVERSION DATE

Mr. PASSMAN. Last year it was stated that a specific date had not been set for the reversion of the Ryukyus to Japan, but it was to take place sometime in 1972.

General LAMPERT. Do you have any specific date at this time?

General LAMPERT. Mr. Chairman, the specific date has not yet been set. The reversion negotiations which are being carried on in Tokyo are progressing and I presume a specific date will come from those negotiations.

Mr. PASSMAN. Your estimate is about the same as last year.

General LAMPERT. That is correct, sir.

groups is that they do have close ties with Japan. They reflect the situation in Japan. I would expect when reversion takes place the same general situation will prevail in Okinawa as prevail in Japan.

But the Japanese Government remains pretty firmly committed to the relationship with us.

Mr. HATHAWAY. Thank you very much, Mr. Chairman.

Mr. PASSMAN. Mrs. Reid.

Mrs. REID. Thank you, Mr. Chairman.

U.S. INVESTMENT IN THE RYUKYUS

General, how much has the United States invested in the islands since we acquired them?

General LAMPERT. Mrs. Reid, we have contributed approximately \$333 million in various forms of economic assistance. We have expended about \$680 million in construction of military facilities. So this would come to, in round numbers, \$1 billion. Then there have been continuing expenditures each year for services which have contributed to the economy and to the yearly income of the Ryukyuan people. I believe we estimate this year, for example, that the U.S. Government presence in Okinawa will be responsible for financial flow into Okinawa of about \$275 million.

Mrs. REID. Could you provide for the record what we have contributed each year?

General LAMPERT. Yes, I would be glad to do that.
(The information follows:)

U.S. APPROPRIATIONS FOR THE RYUKYU ISLANDS, 1947-71 ¹	
GARIOA:	
1947-55	\$179,816,000
1956	3,000,000
1957	2,350,000
Subtotal GARIOA	185,166,000
ARIA:	
1958	2,475,000
1959	2,880,400
1960	5,282,000
1961	6,089,000
1962	7,089,000
1963	8,954,150
1964	10,000,000
1965	14,441,000
1966	14,773,000
1967	14,948,000
1968	15,078,000
1969	20,772,000
1970	19,041,000
1971	6,476,000
Subtotal ARIA	148,278,550
Total appropriations	333,444,550

¹ The first appropriation under heading "Administration, Ryukyu Islands, Army" (ARIA), was made in 1958. Prior to 1958, appropriations were made under heading "Government and Relief in Occupied Areas" (GARIOA). For the most part appropriations were commingled with funds for other areas. Amount shown is that for estimated GARIOA obligations in the Ryukyus 1947-55, and appropriations in fiscal year 1956 and fiscal year 1957.

add fiscal 1971. Then we would get the total appropriation under this particular item for the entire period, fiscal 1947 through fiscal 1971.
(The information requested follows:)

U.S. appropriations for the Ryukyu Islands 1947-71¹

GARIOA:	
1947-55	\$179,816,000
1956	3,000,000
1957	2,350,000
Subtotal Garioa	185,166,000
ARIA:	
1958	2,475,000
1959	2,880,400
1960	5,282,000
1961	6,089,000
1962	7,089,000
1963	8,954,150
1964	10,000,000
1965	14,441,000
1966	14,773,000
1967	14,948,000
1968	15,078,000
1969	20,772,000
1970	19,041,000
1971	6,476,000
Subtotal ARIA	148,278,550
Total appropriations	333,444,550

¹ The first appropriation under heading "Administration, Ryukyu Islands, Army" (ARIA), was made in 1958. Prior to 1958, appropriations were made under heading "Government and Relief in Occupied Areas" (GARIOA). For the most part appropriations were commingled with funds for other areas. Amount shown is that for estimated GARIOA obligations in the Ryukyus 1947-55, and appropriations in fiscal year 1956 and fiscal year 1957.

Mr. PASSMAN. As I read the record, this committee in previous years recognized the importance of Okinawa to our own military forces and the security of our own country because the committee funded this program for the full amount over the years, with possibly one or two exceptions. I think the appropriation peaked in fiscal 1969 at \$20,772,000, as compared to your request for fiscal 1972 of \$4,450,000, is that correct?

General LAMPERT. That is correct, Mr. Chairman.

ANTICIPATED REVERSION DATE

Mr. PASSMAN. Last year it was stated that a specific date had not been set for the reversion of the Ryukyus to Japan, but it was to take place sometime in 1972.

General LAMPERT, do you have any specific date at this time?

General LAMPERT. Mr. Chairman, the specific date has not yet been set. The reversion negotiations which are being carried on in Tokyo are progressing and I presume a specific date will come from those negotiations.

Mr. PASSMAN. Your estimate is about the same as last year.

General LAMPERT. That is correct, sir.

琉球カリフォルニア復興基金に関する調査依頼事項

1. カリフォルニアの援助

(1) カリフォルニアの民間供給計画 (Civil Supply Program) と称しているカリフォルニアの援助計画 (1947年度以後) について、米国民衆

にその内容について援助の歴史について説明していただきたい。

(a) 援助の内容

(b) 援助額

(c) 援助物資の処理の方法 (処分対象、処分機関、有償か無償か)

(d) 有償の場合その資金の処理

(e) カリフォルニアの援助との比較

(f) 援助期間

(2) 米軍松下物資 (Awar Termination Goods) の形態について、その援助の実際について説明していただきたい。

(a) 松下物資の内容

(b) 松下の方法 (処分対象、処分機関、有償か無償か)

(c) 有償の場合その資金の処理

(d) 援助期間

00 | 003

(3) 戦後日本平土に於いて米國から行われた
余剰穀物資 (Surplus Unconcentrated) 及び

Surplus Property Act (1944.10) に基つて SP (Surplus Property) の形態の援助は、中絶に於いて行われたもの。

行われた。各項目は (2) における同様のものである
を明記した。

2. 琉球に於いた援助

(1) 琉球に於いた援助に於いて

(a) 琉球に於いた援助物資の調達

(i) 琉球に於いた援助物資の調達の概要に於いて説明した。

(ii) 調達に至つて米國內において行われたか一部に
ついては日本に於いて調達されたかについて
実態如何。

(iii) 琉球、及び琉球に於いた援助の一部は琉球に搬送された
ものか (日本側計算に於いて約 85%)、事実か。

(iv) この搬送率と琉球に於いたの関係如何。

(b) カリテラ援助物資の滞港における受入及び処理

滞港におけるカリテラ援助物資の受入及び処理の
実態の概要について説明したところ。

(i) 受入及び処理について定めた軍需向の指令、命令等の
内容。

(ii) 受入及び処理を担当する機関、及びその対象

(iii) 受入及び処理の状況、カリテラ援助物資の数量
及び発着

(iv) 対日カリテラ援助物資の一部が滞港に受入れられ
物資の状況、再輸出を求め、米軍への返還等の

処理の有無

(v)

(c) カリテラ援助物資の発着状況の概要

i) 発着の概要

ii) 発着状況は、今般の軍用平等及び見込貨物に

ついては、

大 蔵 省

(2) 琉球カリフォルニア援助費率について

Civil Administration of the Ryukyu Islands (米国民政府の報告書) に於いて FY 1947 ~ 57 のカリフォルニア援助費率は

米国民政府の行政費率を合め 185.166パーセントと記されている。

(a) 対日カリフォルニア援助の一部が沖縄に転送された事実から
あつた。この転送物資の金額 887万ドル (日圓則) の
計算に於て) と上記合計額との関係

(b) 1953年 返還交渉に奄美群島に於ておこなれた琉球カリフォルニア
援助費率は11.5%だ。

(c) 上記資料に於て琉球カリフォルニア援助のうち 「電力施設、
「水道施設」の援助は、琉球電力公社、琉球水道公社
への出資の意味するが。

(d) 上記資料に於ける「その他」の具体的な内容如何。

(3) カリテラ援助見込資金

カリテラ援助見込資金の算入について説明したことはない。

(2) カリテラ援助見込資金は、1950年12月5日付琉球列島米国民政府
に開示指令(スポンジ指令)に基づき、1951年4月に披露されたもの
と承知している。

① 見込資金の収入はカリテラ援助物資の売上金以外に
如何なるものがあるか、項目別の年度別推移額を表示したことはない。

② 同資金からの支出内容は、如何なるものか。
支出項目別の年度推移額を表示したことはない。

(4) 見込資金は、一般資金に吸収されたことを承知しているか。
何時の時点で、如何に解消したか。

(4) その他

(a) 琉球カリブナに對して変更権限を授けてゐる Appropriation List の裏をいへばよい。

(b) 琉球カリブナに對しては、純單專約性格を有するものか、ア、リ、リ、ア、ア、アに對してはどうか。
講和条約補償、土地買戻料等の支払は如何なる規定から支払はされてゐるか。

(c) Appropriation Fund から沖繩への援助は、カリブナ (1949~57)、ア (1958-59)、リ (1960-61)、ア (1962~) と
平等項目の名称が変化してゐる。カリブナと他のア、リ、ア、との援助の内容が若干異なるか (食糧、種子等の援助物資が前者にはあるのか、後者は1958、59年)、實際上の差異はどうか。

(d) Appropriation Fund からの経費援助に 加り、
71, 17, 717 以外の平等項目に於て 行われるものは
2017 2018 2021 2022 年。

(e) 75b. Agricultural Trade Development and
Assistance Act (PL 480) に基づく 援助

(Title II, III 等) に於て、その実施を説明するに付たい。

3. 軍用予算制度

(1) 軍用予算制度の實施の必要に關して説明したるは、

(1) 軍用予算制度の沿革及び發達概観

軍用予算制度は如何なる目的のために、如何なる法的手段に於て何時被立したものと、其の運営主体は單政府のものか。

(2) 軍用予算の原資

軍用予算の原資の主要ものは、ガリチチ援助物資の売却代金と、徴収してゐる、その他如何なるものとの原資を構成してゐるものか。

原資項目ごとの年別別推定額を示したるは、

(3) 軍用予算からの支出

軍用予算からの支出は、その主要内容は、軍産團費、食糧、軍直轄行政機関費、及び地球復興費と云ふことか。

各経費の具体的内容、及び年別別推定額を示したるは、

(4) 軍用予算制度の廢止

軍用予算制度は、「蔬菜肥料策定法」及び「米國援助見返資金」の制度に発展的に解消したと云ふことか。

内省への引継ぎの實施に關して説明したるは、

4 一般資金 (General fund) の経緯について

一般資金の経緯について説明したかった。

(1) 一般資金の取扱方法は、1960年7月の「琉球列島に
おける経済的、社会的発展の促進に関する法律」(70342法)

とされるところが、一般資金の実績は1957年度に既に
存在していたやにされている。

一般資金の沿革及び取扱いは如何。

(2) 一般資金の設け時に於ける各資産ごとの原資構成に
ついて表示したかった。特に原資のうちから天中援助物資の売却資金

は、いかにあるか。

(3) 一般資金の収支及び資産の構成内容別の年次別推移額を
表示したかった。

(4) 一般資金の法的性格、特に「一般資金は琉球住民の信託財産である」
に於て米國教會の譲渡に内する 譲渡金 の扱いは如何

(正誤の)

公文番号を記入したかった。

但し以下に於いては記入しなかった。

1958年 補正予算案審議

1960年 相互資金保障法草案審議

1965年 天中援助に関する天中法草案審議

1968年 天中援助法(中條約)天中法草案審議

1960年 下院軍事委員会報告(70342法案)

Materials Requested concerning
the Ryukyus GARIOA and Others

1. Assistance extended to the Ryukyus before GARIOA

(1) Please explain the following items concerning
assistance through the appropriation fund of the United

States before 1947. (as called Pre-GARIOA or
Civil Supply Program)

(a) Contents of assistance

(b) Amounts by fiscal or calendar year

(c) Ways of disposition of goods supplied
(Beneficiary, by what agencies and with
or without charge)

(d) In case of disposition with charge, how the
purchase-money has been used.

(e) Differences between GARIOA and this type of
assistance

(f) Period of assistance

(2) Please explain the following items concerning
assistance extended in the form of "Quartern

Quartern Goods"

(a) Contents of the goods

(b) Ways of disposition (Benefiting, by what agencies and with or without charge)

(c) In case of disposition with charge how the purchase-money has been used

(d) Period of assistance

(3) Was a similar kind of assistance been extended to the Ryukyus to "Surplus (Scientific Materials)" and "Surplus Property" based on Surplus Property Act 1944?

If it has been done, please supply information of the same items as listed above (2).

2. GARIODA in the Ryukyus

(1) Operation of GARIODA

(a) Procurement of goods and services

(i) general description as to ways of procurement of

goods and services

(ii) Were they procured mainly in the U.S. and partly from Japan paper?

(iii) According to our knowledge, a part of GARRIOA goods (approximately \$887,000) extended to Japan has been sent to the Ryukyu. Is it correct?

(iv) Do the figure of \$887,000 included in the figure of the Ryukyu GARRIOA?

(B) Receipt and disposition of goods and services

(i) Contents of directives or ordinances of the Army regarding receipts, dispositions of goods and services

(ii) Names of agencies in charge of receipt and dispositions of goods and services as well as names of persons or institutions to which they has been disposed of

(iii) Quantities and amounts in dollars of goods and services received and disposed of

(iv) Quantities and amounts in dollars of goods and services reported to other countries or returned

to the Army

(2) Amount of GARIDA

According to "Civil Administration of the Ryukyu Islands," the total amount of GARIDA from 1947 through 1957 is \$185,166 thousands including expenses for the U.S. administration.

(a) Is the amount of \$57,500 which has been transferred to the Ryukyu from GARIDA extended to Japan proper included in that figure?

(b) What is the amount of GARIDA extended to the American Colonies?

(c) In the book entitled "Civil Administration of the Ryukyu Islands," it is stated that some amount has been disbursed for the construction of "Electric facilities" and "Water facilities" or "Electric facilities" and "Water facilities" belong to REPC and RDWC respectively or

some other institutions?

(d) Please supply specifically the contents of "others" listed in the stationery of the book mentioned above.

4. (3) GARIOA Counterpart Fund

(a) GARIOA Counterpart Fund has been said to be established April 1951 on the basis of SCAPIN

Directive dated December 5, 1950. Is it correct?

(1) Do there any other source of Counterpart Fund than selling of GARIOA goods?

(by item and fiscal year)

(2) What kind of expenditures are there from this fund? (by item by fiscal year) and

(b) GARIOA Counterpart Fund has been said to be consolidated into General Fund. Is it correct?

When and how?

(4) Other

(a) Please supply a copy of Appropriation Act which authorizes the disburse GARIOA to the Ryugyu.

(b) Who purely military assistance included in GARIOA, ARI, RIA and ARIA?

Did they include the payment for compensation before the Peace Treaty as well as land rentals?

(c) The names of assistance through Appropriation Fund of the Army varies from GARIOA (1949-57),

ARI (1958-59), RIA (1960, 51), ARIA (1962-). Are there any substantial differences among them? For instance, in GARIOA there have been included big amount of foods and seeds.

(d) Do there any other kind of assistance through Appropriation Fund show GARIOA,

ARI, RIA and ARIA?

(e) Please explain substance of PL 480 assistance (Title II and III) based on Agricultural Trade Development and Assistance Act.

3. Military Yen Account

(1) History of this system and its legal basis
purpose, legal basis, starting year and operational body (Army or any other institution?)

(2) sources of the fund
Do there any other source than GTR10A counterpart funds?

(data are requested by source and fiscal year)

(3) expenditures from this account
The expenditures from this account mainly are:

Army employment wage expenses
Army controlled administrative expenses
Ryukyu rehabilitation expenses

Please explain each of those expenses and supply figures by fiscal year.

(4) Abolition of Military Yen Account
(with correct text)
Military Yen Account, in the course of its development, has been transformed

into Commercial Dollar Account and U.S. Assistance Counterpart Funds?

5. General Fund

(1) The legal basis of General Fund is An Act to provide for provision of economic and social development in the Ruying (Lalanda (as called Price Act). Was it correct? But it seems that in 1957 a similar kind of fund to General Fund began to take shape.

Please explain exact history of General Fund.

(2) Please specify the sources transferred to the General Fund, especially how much amount of GARIDA counterpart fund was transferred to the General Fund.

(3) Please supply figures of receipts and expenditures of General Fund on the four basis as well as stock basis, by item and by fiscal year.

(4) Please supply extracts from recent public hearings of the Congress on official documents which determine legal aspect of General Fund, i.e. "Is the General Fund Truited for the benefit of the Ryukyuan Peoples?"

(Notes) The following are already available.

The public hearings of		
The Supplemental Appropriation Bill 1958	page	178-179
National Security Appropriations for 1960	"	185
Foreign Operations Appropriations for 1965	"	173-174
Foreign Assistance and Related Agencies Appropriations	"	
for 1968	"	